

(2) 特別支援学級の教育課程の編成、実施

○ 自校の特別支援学級の教育課程を確認する

特別支援学級において編成される教育課程は、
①当該学年の目標・内容、②下学年の目標・内容、
③知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容
のいずれかです。

学校経営の責任者である校長のリーダーシップ
の下、通常の学級における教育課程と同様に、特別
支援学級の教育課程編成に組織的かつ計画的に取
り組む必要があります。



校長

本校の特別支援学級の教育課程は、どのようになっていますか？



特別支援学級
担当教員

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

特別支援学級で学ぶ児童生徒の将来の進路選択にも大きく影響することから、上記を参考に必要に応じて自校の教育課程を改善します。

道教委では毎年度、特別支援教育実態調査を実施しており、各学校においては「特別支援学級・通級指導教室実態調査票」を基にして、**自校の教育課程をふかんの的に見る**ことができます。

知的障がいのある児童生徒の場合は、枠囲みのbに基づく教育課程を編成することがあります。

その際、知的障がいの各教科等を指導する場合、それらの一部又は全部を合わせて指導する形態である

「**各教科等を合わせた指導（例：日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など）**」を行うことができますが、評価に当たっては各教科等の目標に準拠した評価が必要になります。

週 の 授 業 時 数 等	各教科			
	特別の教科 道徳			
	特別活動			
	自立活動			
	総合的な学習の時間			
	外国語活動			
	各教科等を合わせた指導			
	合 計	0	0	0

【「特別支援学級・通級指導教室
実態調査票」から抜粋】

○ 自立活動の指導が個別の指導計画に基づいているか確認する

自立活動は特別支援学校と特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒のために設けられた特別な領域です。

子どもたちが自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うため、時間割上に位置付けて指導する必要があります。



校長

個別の指導計画は、どのように作成していますか？

作成した個別の指導計画は、どのように活用していますか？



特別支援学級
担当教員

校長は、担当教員が児童生徒一人一人の実態を把握し、個別の指導計画において、指導目標（ねらい）や指導内容を明確にしているか確認する必要があります。

（自立活動の指導の効果を高めるための手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

個別の指導計画に基づいて自立活動の指導を行うということは、**保護者はもとより、交流学級の担任や関係者等とも目標や手立てを共有することが大切**になります。

＜「自立活動の指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと＞

- 自立活動の内容は「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分の下に27項目が設けられていますが、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱います。
- 個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」では、枠囲みのa～eの手順において、どのような観点で整理していくか、発達障がいを含む多様な障がいに対する児童生徒の例を解説しています。

※ 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 →



○ 必要な指導体制を整え、交流及び共同学習を実施しているか確認する

交流及び共同学習は、「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面」と、「教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面」があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

そのため、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない等の場合には改善する必要があります。



校長

交流及び共同学習を実施するに当たり、指導体制は整っていますか？

児童生徒にどのような力が身に付いていますか？



特別支援学級
担当教員

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

（前略）障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま**、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、**不適切**であること。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕

下線部に関わり、校長は道教委が実施している特別支援教育実態調査等を活用し、自校の交流及び共同学習の状況を点検するとともに、必要に応じて指導体制を整えます。

【不適切な例】

- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、週の半分以上の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合
- 特別支援学級では自立活動に加えて算数科（数学科）や国語科といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している場合
- 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障がい特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている場合
- 通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない場合 など

特別支援学級の週当たりの標準授業時数	特別支援学級における学習の状況				交流及び共同学習の個別の指導計画への位置付け
	週当たりの交流及び共同学習の時数				
		週の授業時数の半分以上である理由	その他の具体的な内容 (直接入力)	担当する教員が付き添わない時数	

【「就学実態調査票（小・中学校用）」から抜粋】

調査を見ると、週の授業時数の半分以上である理由を「本人や保護者が希望しているため」と回答していることがありますが、**特別支援学級に在籍する意義**や通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という**学びの場の選択肢**及びそれぞれの**教育内容等を、本人及び保護者に説明していることが大前提**となります。